

トップ > 税制ホームページ > 税制改正の内容

◆ 税制改正の内容

●各年度別の税制改正の内容(※HTML版、PDF版とも同一内容)

○ 平成22年度

- ・ パンフレット「平成22年度税制改正」 [HTML](#) [PDF](#)
- ・ 税制改正に関する [法律](#) [政令](#)
- ・ 税制改正大綱 [HTML](#) [PDF](#)
- ・ 税制改正大綱の概要 [HTML](#) [PDF](#)
- ・ 税制改正(国税関係)による増減収見込額 [HTML](#) [PDF](#)

○ ～平成21年度

	税制改正に関するパンフレット	税制改正の概要	(参考)			
			税制改正に関する答申(税制調査会)	税制改正の大綱(財務省)	税制改正の要綱(閣議決定)	税制改正の解説
21年度	HTML PDF	HTML PDF	PDF	HTML PDF	HTML PDF	PDF
20年度	HTML PDF	HTML PDF	PDF	HTML PDF	HTML PDF	PDF
19年度	HTML PDF	HTML PDF	HTML PDF	HTML PDF	HTML PDF	PDF
18年度	HTML	HTML PDF	HTML PDF	HTML PDF	HTML PDF	PDF
17年度	HTML	HTML PDF	HTML PDF	HTML PDF	HTML PDF	PDF
16年度	HTML	HTML PDF	HTML PDF	HTML PDF	HTML PDF	—
15年度	HTML	HTML	HTML	HTML	HTML PDF	—

平成 22 年度税制改正大綱
～納税者主権の確立へ向けて～

平成 21 年 12 月 22 日

目 次

はじめに	1
1. 我が国を取り巻く環境の変化	1
(1) 経済・社会構造の変化	1
(2) これまでの政府の対応	2
2. 鳩山政権での対応	3
(1) 構造変化への対応・新たな国づくり	3
(2) 政府への信頼の回復・国民不安の解消	4
第1章 税制改革に当たっての基本的考え方	5
1. 税制の現状について	5
2. 税制改革の視点	5
第2章 新しい税制改正の仕組み	8
1. 新しい税制調査会の設置	8
2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）	9
(1) 「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し	9
(2) 租特透明化法（仮称）の制定等	9
第3章 各主要課題の改革の方向性	11
1. 納税環境整備	11
(1) 納税者権利憲章（仮称）の制定	11
(2) 国税不服審判所の改革	11
(3) 社会保障・税共通の番号制度導入	11
(4) 歳入庁の設置	12
(5) 罰則の適正化	12
(6) 納税環境整備に係るP Tの設置	12
2. 個人所得課税	13
(1) 所得税	13
(2) 個人住民税	16
3. 法人課税	17
(1) 現状と課題	17
(2) 法人税の改革の方向性	17
(3) 中小法人に対する軽減税率の引下げ	17

(4) 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入 制度	17
(5) 地方法人課税	18
4. 国際課税	18
(1) 現状と課題	18
(2) 改革の方向性	19
(3) 国際連帯税	19
5. 資産課税	20
(1) 相続税・贈与税	20
(2) 固定資産税	20
6. 消費税	21
7. 個別間接税	21
(1) 基本的な考え方	21
(2) たばこ税・酒税	21
(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等	22
8. 市民公益税制（寄附税制など）	24
9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方	24
(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し	24
(2) 地方税に関する国の関与のあり方の見直し	24
(3) 地方の意見を反映する仕組みの構築	25
第4章 平成22年度税制改正	26
1. 平成22年度税制改正の考え方	26
2. 個人所得課税	26
(1) 諸控除の見直し	26
(2) 金融証券税制	27
(3) 租税特別措置等	34
(4) その他	37
3. 法人課税	42
(1) 資本に係る取引等に係る税制	42
(2) 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入 制度	45
(3) 租税特別措置等	45
(4) その他	50
4. 国際課税	50
(1) 外国子会社合算税制等の見直し	51

(2) 移転価格税制の見直し	53
(3) 外国税務当局との情報交換	54
(4) 租税特別措置	54
5. 資産課税	56
(1) 住宅関係	56
(2) 租税特別措置等	57
(3) その他	70
6. 消費課税	72
(1) 燃料課税	72
(2) 車体課税	73
(3) たばこ税	75
(4) 租税特別措置等	76
(5) その他	78
7. 市民公益税制（寄附税制）	80
(1) 認定NPO法人に係る措置	80
(2) 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ	81
8. 納税環境整備	81
(1) 租税に関する罰則の見直し	81
(2) その他	83
9. 租特透明化法（仮称）等	83
10. 関税	84
(1) 暫定税率等の適用期限の延長	84
(2) 罰則水準の見直し	84
11. 検討事項	85
第5章 今後の進め方	88
別紙1 租税特別措置の見直しに関する基本方針	89
別紙2 地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本 方針	92
別紙3 租特透明化法案（仮称）の概要	93
別紙4 地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要	95
別紙5	96
別紙6 租税に関する罰則の見直し（国税関係）	97

【参考資料】

資料 1	所得税の税率の推移（イメージ図）	i
資料 2	申告納税者の所得税負担率（平成 19 年分）	ii
資料 3	法人所得課税の実効税率の国際比較	iii
資料 4	社会保険料事業主負担及び法人所得課税の税収の国際比較 （対国民所得比）	iv
資料 5	法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する 調査（平成 18 年 3 月）	v
資料 6	最近における相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移	vi

産の適正な評価について検討を進めます。

6. 消費税

消費税については、三党連立政権合意において、「現行の消費税5%は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」との方針を示しています。

消費税は景気に比較的左右されない税目であり、我が国の基幹税目となっています。一方、消費税には所得が低いほど負担感が強い、いわゆる逆進性が指摘されるところです。逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、「給付付き税額控除」の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。

消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していきます。

7. 個別間接税

(1) 基本的な考え方

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課すことは、実質的に二重の負担をもたらすこととなります。したがって、個別間接税については、特定の政策目的を含め、課税の趣旨を明確にすべきです。

一方で、個別間接税に関連し、「グッド減税・バッド課税」という考え方が示されています。これは特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課するという考え方です。

「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討も進めます。

(2) たばこ税・酒税

たばこ税・酒税は、いずれも消費税と実質的に二重の負担をもたらすものであると同時に、これまで安易な財源確保策として用いられてきたという問題があります。

これはたばこ税・酒税が財源確保を目的に創設されたことに由来するものですが、前記の基本的な考え方に照らして、このようなあり方は望ましいものではありません。

たばこ税・酒税は国民の健康に対する負荷を踏まえた課税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。その観点から、酒税については、酒類の生産・消費の状況等に配慮しつつ、類似の酒類については、基本的に致酔性の観点からアルコール度数に着目した税制とすることを検討します。

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、**現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指す**こととします。

上記の方針に沿って、平成 22 年度において、1 本あたり 3.5 円の税率引上げ（価格上昇は 5 円程度）を行います。

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

① 暫定税率

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、自動車重量税及び自動車取得税の暫定税率は、これまで累次の道路整備計画に定められた道路整備のための財源として、道路整備計画と一体的なものとして延長されてきました。

現在の暫定税率は、平成 19 年 12 月に検討された 10 年間の道路整備計画の案を根拠に平成 20 年 4 月から平成 30 年 3 月末までの 10 年間のものとして定められましたが、財源の用途については、前政権下の平成 21 年 4 月に一般財源化され、道路特定財源制度はなくなりました。

このような認識に立って、現行の 10 年間の暫定税率は廃止することとします。

他方、現在は石油価格も安定しており、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響についても度外視できない状況にもあります。また、急激な税収の落ち込みにより、財政事情も非常に厳しい状況にあることも踏まえる必要があります。このようなことから、今回の税制改正では、長い経緯に縛られてきた現行の 10 年間の暫定税率は、廃止します